

②高齢者医療（70歳～74歳）

2018年4月現在
(1ヶ月あたり)

区分	外来+入院（世帯単位）		食事療養費（1ヵ月30日で計算）		
	外来（個人ごと）		回復期小入院料算定		回復期小入院料算定外
			4階・5階病棟 医療区分Ⅱ・Ⅲ	4階・5階病棟 医療区分Ⅰ	
現役並み所得者 (標準報酬月額 28万円以上)	57,600円 (3割負担)	80,100円+ (医療費 -267,000円×1% (4ヶ月以上入院: 44,000円)	41,400円 (1日:1380円)		
一般 (標準報酬月額 26万円以下)	14,000円 (2割負担※) (年間限度額144,000円)	57,600円 (4ヶ月以上入院:44,400円)	(1食:460円)		
低所得者Ⅱ (住民税非課税、 年金収入80万円 ~160万円)	8,000円 (2割負担※)	24,600円	90日まで	90日以上	18,900円 (1日:630円) (1食:210円)
			18,900円 (1日:630円) (1食:210円)	14,400円 (1日:480円) (1食:160円)	
低所得者Ⅰ (住民税非課税、 年金収入80万円 以下)	8,000円 (2割負担※)	15,000円	9,000円 (1日:300円) (1食:100円)	11,700円 (1日:390円) (1食:130円)	

食事代以外に居住費がかかります

	誕生日が昭和19年4月1日以前の方	誕生日が昭和19年4月2日以降の方
負担割合	1割負担のまま（特例措置対象）	2割負担 ◎誕生月の翌月から該当になります。ただし、1日生まれの方はその月から2割負担になります。

高額療養費制度

◇ 月額の支払いは、限度額までとなります。

◇ 入院+入院、入院+外来、世帯合算などで限度額を超えた場合
申請することにより、超えた分が高額療養費として支給されます。

・申請に必要なもの：領収書、保険証、印鑑、世帯主の振込口座のわかるもの

・国民健康保険の申請窓口：市役所（国民健康保険課）、各支所（社会福祉事務所）

・協会けんぽの申請窓口：全国健康保険協会 岡山支部（郵送でも可）

〒700-8506 岡山市北区本町6-36 第一セトラビル8階 TEL 086-803-5780

・健康保険組合の場合は、各組合健保にお問い合わせください。

◇ 高額療養費の支給が4回以上あるとき（多数該当）

過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の限度額は
上記表の（ ）の額になります。

医療費・食事代減額制度 (高齢者医療)

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請方法 (適用は申請月からです)

対象：世帯に市民税がかかっていない場合

申請に必要な物：保険証、高齢受給者証、印鑑、領収書（90日以上入院している場合）

申請窓口：表面参照

◇低所得Ⅱに該当する場合

入院期間が過去1年間に90日以上超えた場合、さらに食事療養費が減額されます。

適用は申請翌月からです。

申請に必要な物：標準負担額認定証、印鑑、90日以上入院していることを証明する領収書

限度額適用・標準負担額減額認定証が届きましたら
受付にご提示をお願いします